

平成28年7月19日

むさしの結婚・子育て資金専用口座「君のしあわせ」の取扱開始について

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）では、平成28年7月20日（水）より、預金商品『むさしの結婚・子育て資金専用口座「君のしあわせ」』の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本商品は、平成27年度税制改正によって創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応するもので、直系尊属である祖父母さま等がお孫さま等に対して、結婚・子育て資金を一括で贈与する場合、お孫さま等一人あたり最大1,000万円まで非課税で贈与できる制度に対応した専用商品です。

当行は、今後も引続きお客さまの多様なニーズにお応えする商品やサービスをご提供してまいります。

<商品概要>

項目	内容
商品名	むさしの結婚・子育て資金専用口座「君のしあわせ」
ご利用いただける方	直系尊属と書面にて贈与契約を締結している20歳以上50歳未満の個人の方
対象となる預金	普通預金（口座開設時に結婚・子育て資金管理契約を締結させていただきます。）
お預入期限	平成31年3月29日
口座開設方法	お近くの武蔵野銀行窓口でお申込みいただけます。
最低お預入金額	1円以上（1円単位）
お預入限度額	1,000万円（利息は預入限度額に含みません）
お引出方法	口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 ※結婚・子育て資金を立替いただき、お引出しの都度、領収書等原本のご提出が必要となります。
お取扱手数料	無料
口座解約	次のいずれかに早い日をもって「結婚・子育て資金管理契約」が終了するため、本口座をご解約いただけます。 （通常の預金口座として引続きご利用いただくことはできません。） 1. 口座名義人が50歳になられた場合 2. 口座名義人が亡くなられた場合 3. 残高が0円となり、口座名義人と当行で契約終了の合意があった場合

以上

報道機関からのお問い合わせ先
営業統括部 営業企画室 鈴木
TEL：048（641）6111（代）

